

**香川労働局発表**

平成 26 年 10 月 21 日

担  
当

香川労働局労働基準部

監督課長 吉見 友弘

主任監察監督官 長谷川 仁

電話 087-811-8918

<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

**「過重労働解消キャンペーン」を実施します**  
～ 11月 1 日には、無料の電話相談を実施～

厚生労働省では、過重労働などの撲滅に向けた取組として、11月 1 日から30日までの 1 か月間、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。キャンペーンに当たって、香川労働局（局長 加藤敏彦）では、以下のような取組を行います。

**1 労使の主体的な取組を促します**

労使双方の取組を促すため、キャンペーンの実施に先立って10月30日に、香川県経営者協会及び連合香川に対し、香川労働局長から協力要請を行います。

**2 キャンペーン初日に、無料電話相談を実施します**

「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、過重労働や賃金不払残業などに関する相談に対応します。

日 時 : 11月 1 日 (土) 9:00 ~ 17:00

フリーダイヤル : 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

**3 重点監督を実施します**

若者の「使い捨て」が疑われる企業や、長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などへの監督指導を集中的に行います。

**4 過重労働解消のためのセミナーを実施します**

企業の労務担当者等を対象に、過重労働解消に向けた労働基準法の解説と過重労働改善取組事例の紹介等を内容としたセミナー（委託事業）を実施します。

## 過重労働解消キャンペーンにおける香川労働局の取組

香川労働局では、11月1日から11月30日までの「過重労働解消キャンペーン」に当たって、以下の取組を実施します。

### 1 労使団体への要請

労使双方における取組を促すため、キャンペーンの実施に先立って、香川県経営者協会及び日本労働組合総連合会香川県連合会（連合香川）に対して、香川労働局長から長時間労働の抑制等に関する要請を行います。

日 時	場 所
10月30日（木） 10：00～	香川県経営者協会 （高松市番町2-2-2高松商工会議所会館5階）
10月30日（木） 11：00～	連合香川 （高松市福岡町2-4-7）

### 2 無料電話相談の実施

キャンペーン期間の初日に、フリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、労働局の担当官が、過重労働や賃金不払残業などに関する相談に対応します。

日時：11月1日（土）9:00～17:00

フリーダイヤル：0120-<sup>なくしましょう</sup>794-<sup>長い残業</sup>713

このほかにも、本年9月から「労働条件相談ほっとライン」を開設して、平日夜間や土日に労働条件に関する相談を無料で受け付けています（厚生労働省委託事業）。

「労働条件相談ほっとライン」

フリーダイヤル：0120-<sup>はい！</sup>811-<sup>ろうどう</sup>610

開設期間：平成26年9月1日～平成27年3月31日

受付時間：月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00

[12月6日（土）は12:00～17:00]

[年末年始（12月29日～1月3日）は除く]

### 3 重点監督の実施

労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施します。また、長時間にわたる過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施します。

重点監督においては、

時間外・休日労働が労使で定めた協定（36協定）の範囲内であるか

賃金不払残業がないか

労働時間管理が適切になされているか

長時間労働者について、健康確保措置が確実に講じられているか

等について確認し、問題が認められた場合には、是正を勧告、指導するとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処することとしています。

#### 4 過重労働解消のためのセミナーの実施

過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを身につけることによって、各企業において過重労働の解消に向けた自主的な取組を進めていただくため、企業の労務担当者等を対象に、労働基準法の解説と過重労働改善取組事例の紹介等を内容としたセミナー（厚生労働省委託事業）を実施します。

日時：11月25日（火）午前の部 10:30～12:30

午後の部 14:00～16:00

会場：高松商工会議所会館 201会議室（高松市番町2 - 2 - 2）

上記のうち、1、2、4については取材可能です。なお、4について取材いただく場合は、11月20日（木）17時までに香川労働局監督課にご連絡ください。